

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案 骨子

一 老齢基礎年金と老齢厚生年金のマクロ経済スライドの同時終了措置

1 老齢基礎年金と老齢厚生年金のマクロ経済スライドの同時終了のための法制上の措置

政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、この法律の公布の日以後最初に作成される国民年金事業及び厚生年金保険事業に係る財政の現況及び見通しにおいて、老齢基礎年金の給付水準の調整の終了年度と老齢厚生年金の給付水準の調整の終了年度との間に著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により老齢基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給権者の将来における老齢基礎年金の給付水準の向上を図るため、老齢基礎年金と老齢厚生年金の給付水準の調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 1の措置の影響の緩和のための法制上の措置等

政府は、1の措置を講ずる場合において、老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するため必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

3 1の措置により必要となる国庫負担の額に充てるための安定財源の確保についての検討

政府は、1の措置を講ずるに当たっては、老齢基礎年金の受給権者の前年の所得が一定の額を超えるとときに当該受給権者に対して支給される老齢基礎年金の額のうち国庫負担分の額に相当する額の全部又は一部を国に返還する措置等を含め、1の措置による老齢基礎年金の給付水準の

向上により必要となる国庫負担の額に充てるための安定した財源を確保することについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 被用者保険の適用拡大

1 被用者保険の適用対象となる短時間労働者の企業規模要件の撤廃時期を5年早めることについての検討

政府は、特定適用事業所以外の適用事業所（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。）に使用される特定四分の三未満短時間労働者を厚生年金保険及び健康保険の被保険者としない措置を令和十二年九月三十日までの間の措置とすることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 被用者保険の適用対象としない短時間労働者の週の所定労働時間を10時間未満とすることについての検討

政府は、この規定の施行の日（令和十二年十月一日）後において、国民健康保険制度の在り方等に留意しながら、厚生年金保険及び健康保険を適用しない短時間労働者の一週間の所定労働時間を十時間未満とすることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 短時間労働者を使用する中小企業者に対する経済的負担の軽減についての検討

政府は、1及び2の措置を講ずる場合において、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大が中小企業者に与える影響に鑑み、この法律による改正後新たに厚生年金保険及び健康保険の被保険者となる短時間労働者を使用する適用事業所の事業主である中小企業者に対し、その経済的負担を軽減することについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 国民年金の制度の見直し

1 国民年金第1号被保険者の被保険者期間を45年とすることについての検討

政府は、高齢者の就業の実態等を踏まえ、将来の基礎年金の給付水準の向上等を図るため、所要の費用を賄うための安定した財源を確保するための方策も含め、国民年金第一号被保険者の被保険者期間を四十五年とすることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 第3号被保険者制度の廃止に向けた早急な検討

政府は、国民年金第三号被保険者の在り方について国民的な議論が必要であるという認識の下、その議論に資するような国民年金第三号被保険者の実情に関する調査研究を行い、育児及び介護等の事情がある者にも配慮しつつ国民年金第三号被保険者の廃止に向けて早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 国民年金保険料免除期間の保険料の追納の拡大についての検討

政府は、国民年金保険料の免除等の承認を受けた期間の保険料の追納について、その対象となる期間を国民年金法の被保険者の資格を取得した日まで遡って追納できることとするため必要な措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

四 個人型確定拠出年金において国が支援金を拠出する制度の創設の検討

政府は、低所得者及び中堅所得者の高齢期における所得の確保を支援するため、個人型確定拠出年金において国が支援金を拠出する制度の創設について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

五 就職氷河期世代に対する老齢を支給事由とする給付の拡充の検討

政府は、昭和四十三年四月二日から昭和六十三年四月一日までの間に生まれた者であって、厚生年金保険及び健康保険が適用されない事業所で使用されていた者又は厚生年金保険及び健康保険の適用事業所で使用されていたものの厚生年金保険及び健康保険の適用が除外されていた者に対する老齢を支給事由とする給付の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

六 将来の年金制度の在り方を議論する国民会議設置の検討

政府は、将来にわたり安心できる年金制度の在り方を審議するため、幅広い国民の意見を反映する年金制度改革国民会議の設置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

七 施行期日

一から六までの事項は、公布の日から施行すること。